

10月1日<sup>※</sup>から  
スタート!

小児者・インフルエンザ・高齢者肺炎球菌・水痘

# 予防接種について

## 高齢者・小児 インフルエンザ 予防接種

インフルエンザ予防接種は、「高齢者インフルエンザ」と「小児インフルエンザ」の二種類です。対象者などについては、先の表1で確認してください。  
◇実施期間：10月1日～27年1月31日

人は対象外です。注意してください。  
◇実施期間：10月1日～27年3月31日  
◇持ち物：記入した予防接種予診票兼接種券、本人確認ができるもの（健康保険証など）

◇接種するワクチン：乾燥弱毒生水痘ワクチン  
◇実施期間：10月1日～27年3月31日  
◇持ち物：母子健康手帳、記入した予防接種予診票兼接種券、本人確認ができるもの（健康保険証など）

## 水痘予防接種

水痘は、いわゆる「水ぼうそう」のことで、水痘・带状疱疹ウイルスによって引き起こされる発疹性の病気です。水痘ワクチン1回の接種で、重症の水痘を予防できると考えられています。  
10月1日から「予防接種法」の改正に伴って、水痘の予防接種が定期予防接種になりました。対象者は、表2・表3で確認してください。

## 各種予防接種を受ける時は

実施医療機関に必ず予約してください。実施医療機関は、20ページの「個別予防接種実施医療機関名簿」で確認してください。  
接種前日は、入浴して体を清潔にしましょう。当日は体調に変化がないか確認し、接種を受けてください。  
●健康づくり課（一関保健センター内） ☎2160 または各支所保健福祉課

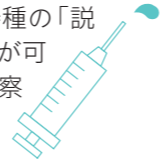
## 高齢者肺炎球菌 ワクチン予防接種

高齢者肺炎球菌予防接種の助成は、市内に住民登録している人で、表1に当てはまる人が本年度に限り助成を受けられます。  
また、既に高齢者肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌荚膜ワクチン）を接種した

## 予防接種 Q uestion & A nswer

### Q どうやって接種するの？

A 実施医療機関等に必ず予約をしてください。インフルエンザ予防接種は、医療機関に備え付け（高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種は郵送）の「予防接種予診票兼接種券」に本人（小児は保護者）による必要事項の記入が必要です。また、各種予防接種の「説明書」を必ず読み、接種が可能か判断して医師の診察を受けてください。



### Q 副反応はある？

A ①局所症状（接種部位の赤み、腫れ、痛みなど）②全身症状（発熱、寒気、頭痛、倦怠感など）③過敏症（発疹、じんましん、かゆみなど）一がおこる場合があります。①②は通常は、2～3日で治ります。ごくまれに、接種を受けた後30分以内にショックやアナフィラキシー様症状<sup>※2</sup>が現われることがあります。



### Q 接種に必要なものは？

A 「予防接種予診票兼接種券」のほか、接種希望の自署（小児は付添者の署名）が必要です。手が不自由などの理由で自署できない場合は、家族の代筆が必要です。必ず同伴してください。本人（小児は保護者）の接種希望の有無が確認できません。任意接種になり、全額自己負担になります。



### Q 相談が必要な人って？

A ①心臓、じん臓、呼吸器一機能に、日常生活が極度に制限される程度の障害がある②ヒト免疫不全ウイルスによって免疫機能に、日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある一人は、接種前に医師に相談してください。



### Q 接種できない人は？

A ①37.5℃以上の熱がある人②重い急性疾患にかかっている人③接種液の成分でアナフィラキシーショックを起こしたことがある人④接種後2日以内に、発熱または全身性発疹などのアレルギーを疑う反応があった人⑤予防接種を受けることが不適当と医師に判断された人—は予防接種を受けられません。



### Q 接種後に注意することは？

A ①接種後30分は、医療機関で様子を見る（急な副反応が起こることがあります）②接種後、1週間は副反応に注意する③接種部位は清潔に保つ④当日は、激しい運動や大量の飲酒は避ける⑤接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受ける—に注意してください。



※2 アナフィラキシー様症状…ひどいアレルギー反応で、じんましん、呼吸困難、血管浮腫など

【表2】 水痘（みずぼうそう）予防接種

種類	対象者（接種回数）	接種費用	予診票兼接種券
水痘予防接種 (乾燥弱毒生水痘ワクチン)	市内に住民登録し、水痘にかかったことがない人で、次のいずれかに該当する人 ①接種日に満1歳以上3歳未満の子供（3カ月以上の間隔をあけて、3歳の誕生日前日までに2回接種） ②接種日に満3歳以上5歳未満の子供（1回接種） *②は今年度だけ	無料	本人宛に郵送で交付 *25年12月1日以降に生まれた子供には、9～10カ月児相談などで交付します

【表3】 受けられる予防接種の回数

10月1日より前に受けた水痘の予防接種の回数	受けられる予防接種	
	満1歳以上3歳未満で接種する場合	満3歳以上5歳未満で接種する場合
未接種	2回（3カ月以上の間隔で2回） <sup>※3</sup>	1回
1歳以降に1回接種	過去の接種から3カ月以上の間隔で1回	対象外 ×
1歳以降に3カ月未満の間隔で2回	過去の1回目の接種から3カ月以上の間隔で1回	対象外 ×
1歳以降に3カ月以上の間隔で2回	対象外 ×	対象外 ×
水痘にかかった	対象外 ×	対象外 ×

※3 定期接種として1回目を接種し、3カ月以上の間隔で2回を接種する時に3歳の誕生日を迎えている場合、2回目の定期接種は受けられません。この場合は、1回の接種だけになります

【表1】 インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種

種類	対象者（接種回数）	助成額と助成回数	予診票兼接種券
小児 インフルエンザ	接種を希望する市内に住民登録し、次に当てはまる人 ①接種日時時点で満1歳～12歳の人（2～4週間の間隔で2回接種） ②接種日時時点で満13歳～15歳（中学3年）の人（1回接種）	実施医療機関で接種する費用のうち、1回あたり1,500円。差額は個人負担 *生活保護世帯と市民税非課税世帯の人は全額助成	医療機関に予約して、母子健康手帳と本人確認できるもの（健康保険証等）を持参して交付を受けてください *生活保護世帯と市民税非課税世帯の人は「対象者証明書」を郵送します。接種時に、医療機関へ提出してください。持参しない場合、全額助成を受けられないことがあります。また、後から接種料を返金する償還払いはいりません
高齢者 インフルエンザ	接種を希望する市内に住民登録し、次に当てはまる人 ①接種日時時点で65歳以上の接種を希望する人 ②接種日現在で60歳～64歳 <sup>※1</sup> に当てはまる人	実施医療機関で接種する費用のうち、1回に限り2,000円。差額は個人負担 *生活保護世帯の人は全額助成 <sup>※2</sup>	①に該当する人は、医療機関に予約して、本人確認ができるもの（健康保険証等）を持参して交付を受けてください ②に該当する人は、身体障害者手帳を持参して、本庁健康づくり課または各支所保健福祉課で交付を受けてください
高齢者肺炎球菌 ワクチン	接種を希望する市内に住民登録し、高齢者肺炎球菌ワクチン（ <sup>23価肺炎球菌</sup> ）を接種したことがない次に当てはまる人 ①27年3月31日時点で満65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上—の人 ②27年3月31日時点で満60歳～64歳 <sup>※1</sup> に当てはまる人	実施医療機関で接種する費用のうち、1回に限り4,000円を助成。差額は個人負担 *生活保護世帯の人は全額助成	①に該当する人は、本人宛に郵送で交付 ②に該当する人は、身体障害者手帳を持参して、本庁健康づくり課または各支所保健福祉課で交付を受けてください

※1 ①心臓②じん臓③呼吸器④ヒト免疫不全ウイルスによる免疫一機能に身体障害者手帳単独1級に相当する障がいがある人  
※2 生活保護世帯で接種を希望する人は、本庁社会福祉課または各支所保健福祉課で交付を受けてください